



河南町教育委員会事務局職員の 懲戒処分について

南河内郡河南町教育委員会は、2月10日、町職員に対し暴力行為を行った職員(60歳代・課長補佐級)について、減給10分の1(2か月)の懲戒処分をした。

また、管理監督の立場にある職員(50歳代・課長級)を厳重注意とした。

■ 事業概要

被処分者(60歳代・課長補佐級)は、令和7年9月上旬、役場庁舎地下1階の倉庫において、町職員に対して、暴力行為を行い、負傷させた。

本件は、被処分者(60歳代・課長補佐級)が、被害職員の業務上の行動・対応に対して不満を抱いていた中で、冷静さを欠き、被害職員の胸倉を掴んだうえ身体を押すなどの暴力行為に及んだものです。

この行為により、被害職員は、右鎖骨部に全治1週間の負傷を負いました。

なお、略式命令により、被処分者(60歳代・課長補佐級)は、暴行罪で罰金刑に処されています。

■ 教育長のコメント

今回の事業のような暴力的行為は公務員としてあるまじき行動であり、住民の皆様には、公務に対する信頼を損ねることになり、深くお詫び申し上げる。今後は、再発防止に努め、公務の信頼回復に努めていきたい。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 教育委員会事務局 教・育部
TEL:0721-93-2500 FAX:0721-93-7560
担当者:和田 メールアドレス:kyouiku@town.kanan.osaka.jp